

市民税・県民税 税額決定通知書 ・ 森林環境税 納税通知書

市民税・県民税 を総じて「住民税」と言います。

市民税・県民税額を下記のとおり決定しましたので通知します。
普通徴収税額については納期限までに納めてください。

お問い合わせの際には、「通知番号」をお伝えください。

次年度のうち、4・6・8月に年金から仮徴収される税額。
仮徴収とは、次年度の税額が決定される間に、徴収される税額です。
税額が決定したら、10・12・2月の本徴収する税額で調整します。

納税義務者 住所番号 年特対象年金 年特義務者 義務者法人番号	通知番号	特別徴収する公的年金の種類	金融機関 口座種別 口座名義人 納付区分	普通徴収税額を納付する口座 (口座振替の登録がある方)	期別 普通徴収税額(円) 納期限	普通徴収税額 金融機関等で納付していただく税額。 ※口座振替の登録がある方は左に記載の口座から引き落としされます。	徴収月 公的年金特別徴収税額(円) 年金特別徴収税額 公的年金から天引きされる税額。	徴収月 仮特別徴収税額(円) 年金特別徴収仮徴収税額
---	------	---------------	-------------------------------	--------------------------------	------------------------	---	---	----------------------------------

上記に記載のある方は口座振替納税です。

※令和5年1月1日～令和5年12月31日の収入を基に税額が計算されます。

通知番号	税額 (市民税) (県民税)		【市民税】
所得金額	所得控除額	総所得	税額控除
給与収入金額 給与所得 営業所得 農業所得 不動産所得 利子所得 配当所得 公的年金等所得 業務 その他 雑所得 短期・長期一時所得	基礎控除 医療費控除 小規模企業共済 社会保険料控除 生命保険料控除 地震保険料控除 専・滞・ひ・勤 配偶者控除 配偶者特別控除 扶養控除 基礎控除 所得控除計	山林所得 分離短期譲渡所得 分離長期譲渡所得 株式等譲渡所得 上場株式等の配当等所得 先物取引所得 特例肉用牛所得 税額控除額 所得割減免額 均等割額減免額 均等割額	税額控除 調整控除、 配当控除、 住宅借入金 等特別控 除、寄付金 税額控除、 配当割額、 外国税額控 除、株式等 譲渡所得割 額、定額減 税額
総合課税所得	所得控除	所得割額① 均等割額② 森林環境税③ 年税額 ①+②+③	
分離課税所得	課税標準額 (所得-所得控除)で 算出した金額の千円 未満を切り捨てた額		

※公的年金からの特別徴収制度とは

4月1日現在65歳以上の年金受給者で、老齢基礎年金の年額が18万円以上あり、介護保険料が年金から徴収されている方が対象です。

公的年金支払者である年金保険者が、市県民税を年金から天引きして、市へ納入する制度です。

【新たに対象となった場合 (65歳になられた方など)】

10月から年金特別徴収が開始されるため、年税額の4分の1ずつを6月と8月に普通徴収の方法で納めていただきます。10月、12月、翌年2月は年税額の6分の1ずつを年金から差し引きます。

【年税額】

今年度1年間の市民税・県民税の額

【給与特別徴収額】

年税額のうち、給与から天引きされる税額

【年金特別徴収税額】

年税額のうち、公的年金から天引きされる税額

【普通徴収税額】

年税額から給与特別徴収税額と年金特別徴収税額を差し引いた額 (金融機関等で納付していただく額)

控除しきれなかった定額減税額がある方は、その残額がこちらに記載されます。